


育児休業期間中に転籍（転職）があった場合の手続きについて【令和4年10月～】

転籍と同時に育児休業から復職した場合（雇用保険喪失・取得手続きを伴うもの）

育児休業期間中に1日の空白もなく転籍（転職）し、転籍と同時に復職された場合は、復職の前日（退職日）までの給付金が受けられます。

〈手続きの流れ〉

- ① 転籍前事業所の喪失手続き 
- ② 転籍後事業所の取得手続き
- ③ 上記①②終了後、下記必要書類を（転籍前の）管轄ハローワークに提出（転籍前事業主が行う）

【必要書類】

- ・ 育児休業給付支給申請書（支給申請書裏面の事業所名・事業主氏名は、転籍前の事業主の証明）
- ・ 申請期間分の賃金台帳、出勤簿（写し）※照合省略事業所の場合は不要
- ・ 転籍先での復職が確認できるもの（出勤簿・タイムカードの写し）
（転籍後の事業所名・本人氏名が記載されているものがが必要です。記載がない場合は追記してください。）

支給申請を先にするのはNG!!
喪失・取得手続きが先!!
※誤申請の場合、給付金を全額回収する場合があります。

転籍後も引き続き育児休業を取得する場合（雇用保険喪失・取得手続きを伴うもの）

育児休業期間中（支給単位期間の途中）に1日の空白もなく転籍（転職）し、引き続き育児休業を取得する場合の取り扱いが下記のとおり変更となりました。

- 令和4年9月までは転籍前、転籍後の確認書類を合わせて、転籍後の管轄ハローワークで手続き
- 令和4年10月からは転籍前、転籍後、それぞれの管轄ハローワークで手続き

〈手続きの流れ〉

- ① 転籍前事業所の喪失手続き 
- ② 転籍後事業所の取得手続き
- ③ 転籍前事業所の喪失日までの支給申請（転籍前事業主が管轄ハローワークに提出）
- ④ 転籍後事業所の取得日以降の支給申請

支給申請を先にするのはNG!!
喪失・取得手続きが先!!
※誤申請の場合、給付金を全額回収する場合があります。

POINT！10月以降の転籍の取り扱い

- ※ 転籍前の支給単位期間は引き継ぎません。
- ※ 支給単位期間は取得日からの1ヶ月区切りにかかります！
- ※ 転籍後の育児休業は分割取得の2回目としてカウントされます！
- ※ 育児休業延長後に転籍する場合、給付金は離職日で支給終了です！

※ 1歳から1歳半、1歳半から2歳までの間で資格喪失・取得を伴う手続きをすると、**取得日以降（転籍後）の給付金が受給できなくなります。**
ご不明な点は管轄のハローワークへお問い合わせください。

【必要書類】

- ◆ 転籍前事業所→・ 育児休業給付申請書（継続） ・ 申請期間分の賃金台帳、出勤簿（写し）※照合省略事業所の場合は不要
- ◆ 転籍後事業所→・ 育児休業給付受給資格確認票 ・（初回）育児休業給付支給申請書
・ 転籍日（取得日）以降、育児休業を取得していることの確認書類（育児休業申出書や雇用契約書）
・ 申請期間分の賃金台帳、出勤簿（写し）※照合省略事業所の場合は不要

◆ 詳細は、ハローワークへ

商工会議所の無料法律相談

- 実施日：毎月第1～3金曜日（8月・祝日除く）
- 時間：午後1時～4時（1人30分）
- 会場：東商豊島支部

事前予約制
☎お電話で
ご予約下さい

※相談できる内容は事業に関するものとなります。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止になる場合がございます。

挑みつける、変わらぬ意志で。

東京商工会議所 豊島支部 TEL. **03-5951-1100**

豊島区西池袋2-37-4としま産業振興プラザ4階
池袋駅西口徒歩約10分・池袋駅南口徒歩約7分 ※会員・非会員を問わずご利用できます

豊島区印刷関連産業団体協議会

会長
副会長

亀井 一司
鶴岡 吉正
他役員一同

〒170-0004 東京都豊島区北塚二一九一六
株式会社亀井印刷内
電話 03-3918-7611

不動産仲介業

アーバン富士株式会社

代表取締役 河畑 洋子

東京都豊島区西池袋二丁目三六一
ソフトタウン池袋四一四
TEL 03-(三九八四)三〇〇一
FAX 03-(三九八四)五〇八三